



令和7年12月24日

## 日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年12月24日付けで貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

#### 2. 処分内容

##### 自動車の使用の停止処分（9営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
札幌	野幌	2両 × 30日	旭川	当麻	1両 × 43日 2両 × 42日
札幌	手稲	3両 × 20日	旭川	羽幌	1両 × 34日 2両 × 32日
札幌	道央札幌	1両 × 60日	室蘭	早来雪だるま	1両 × 30日 2両 × 29日
札幌	神恵内	1両 × 60日	帯広	上士幌	1両 × 30日 3両 × 27日
函館	木古内	1両 × 48日 2両 × 47日			

#### 3. 処分日

令和7年12月24日（水）

##### 【問い合わせ先】

北海道運輸局自動車運送事業安全管理室 酒井・二階堂

TEL：011-290-2744

